令 和 ４ 年 度 事 業 計 画

少子高齢化が進む中，医療・福祉サービスに対する需要は増大し，サービス提供内容は多様化してきている。しかし，サービス提供の根幹である医療・福祉人材の確保は非常に厳しい状況であり，当法人においても医療・福祉サービスを継続的に提供するための最重要課題である。

更に，新型コロナウイルス感染症の影響により，医療提供体制は全国的に逼迫する状況が続き，昨年度は当法人の障害者支援施設においてもクラスターが発生した。また，通所系事業でも利用を制限せざるを得ない状況が続くなど，経営面では前年度以上に大きな影響を受けた。

今年度も感染症対策の強化に向けた適切かつ的確な対応を取りながら，各事業の利用促進，経営課題の検討・解決に取り組んでいく。また，コロナ禍において一般化したＷＥＢ会議やＷＥＢ研修等を活用するとともに，ＤＸ化のさらなる推進を目指す。

一方，県立医療型障害児入所施設整備事業に係る工事も進み，昨年度はわかば療育園棟の新築工事が完了し，現在は若草園の増築改修工事が行われている。工事終了後，障害児・者の方々が安心して利用できる組織・運営体制に円滑に移行できるよう引き続き検討を進めていく。

また，地域貢献の観点からも災害時に医療・福祉を提供する機能が継続的に維持できる体制を整備するため，福山若草園については事業継続計画（ＢＣＰ）を作成すること，障害者リハビリテーションセンター及び障害者療育支援センターについては作成内容の随時見直しと感染症発症時の計画について検討を行う。

人材育成の一環として職員研修を実施し，若手・中堅職員のフォローアップ，および管理職員のマネジメント力を強化することで，若手職員の離職防止や魅力ある職場環境づくりに繋げていく。

今後も利用者から選ばれる福祉・医療サービスの提供主体であるためには，利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実を行い，専門性の向上を図っていく必要がある。そのためには，各施設で提供しているサービスの内容や提供体制の定期的かつ客観的な評価，見直し及び再構築を行い，優秀な職員の確保，人材育成策の充実等，職員の能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これらのことを踏まえ，指定管理９施設の管理経営並びに受託事業及び自主事業の実施に当たっては，次の基本方針を基に，以下の事項を重点的に実施する。

〈基本方針〉

１　利用者本位の福祉サービスの提供を基本とする。

２　経営基盤の強化や安定的な経営ができる体制づくりに取り組む。

３　ニーズに対応した質の高いサービスを提供する体制の強化を図る。

４　各施設の専門的機能を活用し，地域福祉の向上に貢献する。

〈重点事項〉

1　利用者から選択される福祉サービスの提供

利用者等のニーズを的確に把握し，利用者等から信頼され，選ばれる福祉サービスの提供に努める。

（1）個々のニーズに応じた個別支援の実施

（2）医療スタッフを始めとした専門スタッフの施設間連携による事業団全体でのサービスの提供

2　経営体制の強化

社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進めるとともに，常に的確・健全な経営に努める。

（1）わかば療育園の移転及び若草園，若草療育園の改修に向けて，移転後円滑に運営できる体制づくりを協議・実施する。

（2）サービスの提供の維持に向けた人員確保

（3）収入増に繋がる具体策の検討と実施に向けた取組

（4）人的，物的資源の有効活用の促進

（5）リスクマネジメント体制の充実

（6）業務の効率化等によるワーク・ライフ・バランスの改善

3　質の高いサービス体制の強化

障害者福祉制度の変革の中で，利用者から選ばれる福祉サービス提供主体となるため，より一層の専門性の向上を図る。

（1）虐待防止対策の徹底，利用者の権利擁護に対する取組

（2）職員の確保対策として広報活動等の充実

（3）研修・教育体制の充実

（4）研究・業務改善活動に対する支援策の実施

（5）個人情報保護対策及び職員の意識向上

（6）コンプライアンスの徹底

（7）利用者の預り金管理体制の強化

4　専門的機能の活用による公益的な取組等の推進

各施設が有する専門的機能を活用して，地域における公益的な取組を実施するとともに，法人の専門的機能の充実を図る。

（1）各種専門職養成校の実習・見学の受け入れに伴う，医療・福祉分野の人材育成

（2）障害者スポーツ等の普及・社会参加の促進等を目的とした職員の地域派遣

（3）特別支援学級に在籍する中学生への放課後活動支援の実施

（4）障害児の地域生活支援を目的とした巡回療育相談会への理学療法士の派遣

（5）障害特性や関わり方を学び，保護者同士のつながりや共感性を高める講演会等の実施

広島県福祉事業団は，平成２８年度から令和７年度までの第三期指定管理期間（１０年間）において，医療センター（診療部門）１施設，医療型障害児入所施設（療養介護含む）４施設，医療型児童発達支援センター２施設（内１施設は入所施設に含む），障害者支援施設２施設，身体障害者福祉センター１施設，計９施設の広島県立社会福祉施設を指定管理者として管理経営します。

さらに，自主事業として，短期入所事業，相談支援事業等を実施します。

【指定管理施設】

◇障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町田口）

◎医療センター	（診療部門）	入院１６０床
高次脳機能センター		入院　４０床（再掲）
◎若草園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所　６２人
	（医療型児童発達支援センター）	通所　１０人
◎若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所　５３人
◎あけぼの	（障害者支援施設）	入所　６０人
		日中　８０人
◎スポーツ交流センター	（身体障害者福祉センター）	

◇福山若草園（福山市水呑町）

◎福山若草育成園	（医療型児童発達支援センター）	通所　２０人
◎福山若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所　５４人

◇障害者療育支援センター（東広島市八本松町米満）

◎松陽寮	（障害者支援施設）	入所１４８人
		日中１６３人
◎わかば療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所　５０人

【自主事業】

◎若草園	○短期入所事業：空床型　４人
	○放課後等デイサービス事業：定員　１０人
◎若草療育園	○短期入所事業：併設型　５人
◎あけぼの	○短期入所事業：併設型　５人　○相談支援事業（一般・特定）
◎福山若草育成園	○放課後等デイサービス事業：定員　１０人
◎福山若草療育園	○短期入所事業：併設型　６人　○生活介護事業：定員　１０人
	○相談支援事業（特定）
◎松陽寮	○短期入所事業：空床型　１２人　○相談支援事業（一般・特定）
◎わかば療育園	○短期入所事業：併設型　５人
「はみんぐ」	○児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員　２０人
	○障害児相談支援事業
「きらら」	○生活介護事業・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員　５人